平成２４年（フ）第５５号
宮城県石巻市皿貝字小沢９番地、前住所宮城県石巻市蛇田字新東前沼328番地１
債務者　武山　義彦
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第２８９号
静岡県三島市大場1087番地の301
債務者　原　　征司
１　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
静岡県田方郡函南町間宮881番地の５
債務者　黛　　昭男
１　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７８７号
埼玉県蕨市中央４丁目18番５号　寿ハイツ101号
債務者　大砂富美枝
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
埼玉県鴻巣市幸町１番地23
債務者　住田　信由
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７７号
埼玉県新座市野火止６丁目21番20号　サン・モローネ201号室
債務者　土屋　　篤
１　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
静岡県富士宮市内野152番地の２、前住所神奈川県横須賀市太田和３丁目３番５号
債務者　髙木　定信
１　決定年月日時　平成24年８月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７９号
青森県十和田市元町東５丁目12番５号　ムツミハイムＡ102号
債務者　小林　　優
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３９号
山形県東田川郡庄内町余目字矢口110番地８、前住所山形県東田川郡庄内町余目字梵天塚１番地
債務者　佐藤　一雄
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２２２号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1788番地２　みよし乃住宅７号棟
債務者　須田　　始
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３３号
群馬県前橋市上新田町1254番地　メゾンマツノキＡ―105号
債務者　伊藤　俊輔
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２３９号
群馬県佐波郡玉村町大字板井38番地１　シャインズⅢ208号
債務者　細野　通之
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４５号
群馬県前橋市上細井町1944番地１　出沢コーポ201号
債務者　寺野　勝廣
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
群馬県前橋市箱田町91番地１　ミゼルファート206号
債務者　中島　佳正
１　決定年月日時　平成24年８月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０１０号
埼玉県戸田市笹目３丁目16番地の14
債務者　畑木　武人
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９９号
さいたま市桜区大字大久保領家320番地８　シティプラザ浦和202
債務者　相川　多英
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０１号
さいたま市西区三橋６丁目324番地　アゼリアヒル１―106号
債務者　竹下　直宏
１　決定年月日時　平成24年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係